

就労による自立促進

なりました。

その他にも、医療扶助については、受給者の適正受診の徹底を図るとともに、一四年一月一日からは後発医薬品の使用促進が図られています。

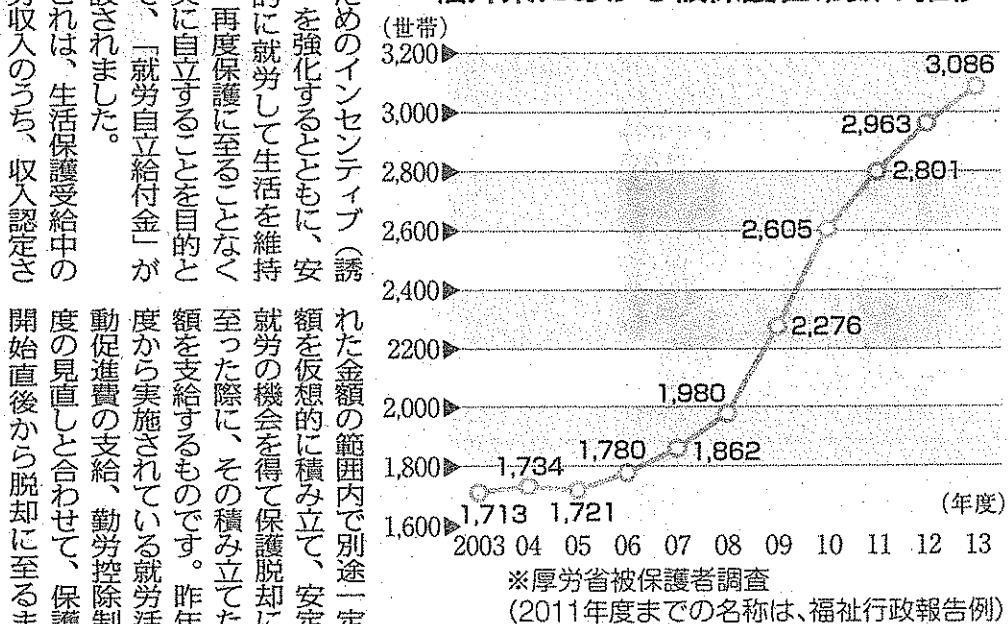
七月一日、改正生活保護法が施行されました。生活保護制度については、一九五〇（昭和二十五）年以降、抜本的な見直しが行われております、「生活保護受給世帯が過去最高を更新し、その後も増加傾向にある」「高齢者世帯とともに失業等による生活困窮世帯の割合も増加している」「医療扶助が生活保護費の約半分を占めている」などが指摘されていました。

福井県における生活保護受給者の割合は、全国的には低いものの、一〇一四年五月には、三千百四十二世帯、四千四十四人と年々増加し、こ^{五年では一・四倍に増加しています（数字は速報値）。}このような状況の中、今回この改正では、主に次のことが見直されました。

①就労による自立の促進 生活保護を脱却すると、これまで負担のなかった税や社会保険料等の負担が生じる」とじなります。こうした点を踏まえて、生活保護を脱却す

生活保護法の改正

福井県における被保護世帯数の推移



で、切れ目なく就労インセンティブを促す取り組みが進められます。
②不正・不適正受給対策の強化

生活保護の不正受給は、金額の多寡にかかわらず制度に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題です。そのため、今回の改正では、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ等がなされました。例えば、不正受給に対する返還金の徴収について、今までとは不正に得た保護費に相当する額を返還させるにすぎず、告訴等の措置を取らない限り、不正に得た保護費に相当する額を返還させるにすぎず、告訴等の措置を取らない限り、不正受給額の40%以下の実質的なペナルティーが存在します（数字は速報値）。このように状況の中、今回この改正では、主に次のことが見直されました。

これは、生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定から動促進費の支給、勤労控除制度の見直しと合わせて、保護費とを相殺する事が可能となりました。また、確実に費用徴収を行つ観点から

その他の制度との連携強化が図られています。受給者の適正受診の徹底を図るとともに、一四年一月一日からは後発医薬品の使用促進が図られています。改定法では医師が医学的判断に基づき後発医薬品を使用することができるとの認めたものについては、医療機関や薬局、福祉事務所等が、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すよう努めることとされています。

生活保護は、公費によってその財源が賄われている制度です。生活保護が、「最後のセーフティーネット」として今後とも信頼に応えられる制度であるよう、実施機関である市福祉事務所および各健康福祉センターと協力しながら適正実施に努めていきます。

（県地域福祉課）